

**【用語】**川場門前組—利根郡川場村門前 古切支丹—生涯、改宗に応

じなかつた信者を指す、改宗した者を転切支丹という、類族—同族、

親族 行衛—行く先 安蘇郡芦尾—栃木県足尾町 欠落—失踪して行

方をくらますこと 牢舎—牢に入ること 出籠—牢から出ること 通

路—ゆききすること、連絡 奉議—詮議、犯罪の取り調べ、罪人の搜

索 旦那寺—菩提寺

**【解説】**宗門改め制度を取り入れてもキリストン信仰は跡を絶たず、貞享四年（一六八七）幕府はさらに類族調べの制度を設けた。かつての信徒でのち改宗した者の親族・子孫をすべて類族として登録し、数代にわたつて厳重に監視することを意図したものである。

類族死失存命帳（類族帳）は、原則として男は七世、女は四世までの類族の者の死失・存命等の動静を記した帳簿で、毎年作成された。この類族帳は、元禄十六年（一七〇三）に本多伯耆守正永が沼田藩に入封した際、川場門前組から鈴木武右衛門らへ提出されたものの控である。なお、これまで提出してきたものの控を用い、類族の養父母まで残らず書き上げたと貼紙に記している。内容は東庵とその養女ひやく、二女おま、三女まりの四人を古切支丹として記し、各自の出生や経歴に触れている。これによれば、東庵は下野国足尾銅山の坑夫で、元和四年（一六一八）沼田領川場村へ来村し、寛永七年（一六三〇）に失踪していたところへ正保元年（一六四四）江戸から東庵に関する搜索があつたとある。また、おま・まりは、ともに東庵の捜索後に入牢しており、とくにおまは川場村へ嫁していたが、正保元年から延宝元年（一六七三）までの約三〇年間、沼田で入牢生活を送つていたことが知られる。